

令和3年

春季火災予防運動の実施について

この運動は、火災が発生しやすい時季に、火災予防の知識を身につけ、火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として実施します。

【実施期間】

3月1日(月)～3月7日(日)の7日間

【令和2年度全国統一防火標語】

「その火事を 防ぐあなたに 金メダル」



◆住宅防火いのちを守る7つのポイント（3つの習慣・4つの対策）

<3つの習慣>

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

<4つの対策>

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

これからの季節は 枯れ草火災に注意！

◇屋外での野焼きは原則禁止されています。例外的に焼却する場合には、次のことを厳守してください。

1. 強風時や乾燥時には行わない。
2. 建物や可燃物の近くでは行わない。
3. 消火準備し、その場を離れず、終了後は必ず消火する。

※火災予防上危険と認められる場合には、焼却を中止していただくことがあります。



住宅用火災警報器は10年目安に取替えましょう！

- 住宅用火災警報器は、10年以上経つと内部の部品が劣化して、正常に動かなくなるおそれがありますので、本体の交換をしましょう。
- 住宅用火災警報器を設置したときに記入した「設置年月」、又は本体に記載されている「製造年」でご確認ください。

